

老人保健施設 アールそせい

介護予防短期入所療養介護及び
短期入所療養介護利用約款

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護及び 短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設アールそせい（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者又は身元を引き受ける者（以下「保証人」という。）が当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したのち、初回利用日から効力を有します。但し、保証人記載内容に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

3 利用同意書の有効期間は最長3年間とします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画または居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護利用を解除、終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者または居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護利用を解除、終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の介護予防サービス計画または居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が変化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護の提供可能な範囲を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

- ⑥ 天災、災害、施設又は設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護の対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月7日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写(実費)を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙を管理者宛ての文書で1階ロビーに設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用者の保証人及び連帯保証人)

第13条 利用者の保証人及び連帯保証人は、次の各号の責任を負うものとします。

- (1) 本契約書にかかる一切の債務履行の保証
 - (2) 利用者の退所、転院の手続き及び受け入れ先の確保について利用者家族及び利用者への協力
- 2 前項(1)の保証については、その極度額を金五百萬円とします。

(利用約款に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付則

この約款は、平成25年8月1日より施行する。

平成 2 7 年	4 月	1 日	一部改訂
平成 2 7 年	8 月	1 日	一部改訂
平成 2 7 年	1 0 月	1 日	一部改訂
平成 3 0 年	7 月	1 日	一部改訂
令和 2 年	2 月	2 日	一部改訂
令和 2 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 3 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 4 年	4 月	1 日	一部改訂

老人保健施設アールそせいのご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設アールそせい
・開設年月日	平成4年3月9日
・所在地	京都府京都市伏見区中島中道町87番地
・電話番号	075-603-7511
・FAX番号	075-603-7515
・管理者氏名	京嶌 和光
・介護保険指定番号	2650980010

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等のサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設アールそせいの運営方針]

当施設は、3つのR（アール）を施設運営の理念とし、看護・介護、リハビリテーション、栄養課、介護支援専門員、支援相談員が連帯し、より質の高いケアを行うことにより、スムーズにご家庭へ復帰できるよう、心身の自立を支援する施設です。

R I C H（リッチ）…………… 豊かでゆとりのあること。

R E C O V E R Y（リカバリー）…… 回復して家庭へ復帰すること。

R E F R E S H（リフレッシュ）…… さわやかな気分になること。

(3) 入所定員等

- ・定員 …… 介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数です。
- ・療養室 …… ユニット型個室

(4) 職員の勤務体制

	常勤換算方にて	
・管理者（医師）	1. 0名以上	常勤
・薬剤師	0. 4名以上	
・看護職員	9. 5名以上	
・介護職員	24. 0名以上	
・支援相談員	1. 0名以上	常勤(1名以上)
・介護支援専門員	1. 0名以上	常勤(1名以上)
・事務職員	1. 0名以上	
・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1. 0名以上	
・管理栄養士	2. 0名以上	常勤(1名以上)
・調理師	必要人数	

*職員は、老人保健施設職員と兼務です。

2. サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護または短期入所療養介護計画の立案
- ② リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～ 9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ④ 入浴（一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談支援サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ その他
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応いたします。

- ・協力医療機関、協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人社団 蘇生会 蘇生会総合病院
 - ・住 所 京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
 - ・電話番号 075-621-3101

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・面会・消灯

面会時間 平日（月～金） 9：00～19：00
土・日・祝日 9：00～17：00

消灯時間 21：00

※面会時、1階事務所にて、面会簿への記入をお願いいたします。

※感染防止対策として、面会の制限や面会時間の変更を行う場合があります。

・設備・備品の利用

車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等の利用をご希望の方は、職員へご相談ください。

テレビ・・・ご希望の方は居室にテレビを設置しますので、別途お申し込みください。テレビの持ち込みはご遠慮ください。

コインランドリー・・・2階・3階にご用意しております。

電話の外部からのお取り次ぎは、「事務所→各ステーション→ご本人」となります。

その他、電気器具の持込みは事前にご相談ください。器具によってはお断りすることがあります。（電気器具をご使用される場合は別途料金が必要となります。）

・飲酒・喫煙

飲酒は、施設で提供する以外は禁止となっています。

敷地内は全館禁煙ですので、タバコはご遠慮ください。

・所持品・備品等の持ち込み

持ち物には必ずお名前をご記入ください。持ち物の紛失・破損については、責任を負いかねますので予めご了承ください。

また、食物類の持ち込みは、栄養面、衛生面での管理が困難となりますので、ご遠慮ください。

・金銭・貴重品の管理

紛失の原因になりますので、できるだけ持ち込まないようお願いします。
なお、紛失された場合は責任を負いかねますので、ご了承ください。

・理美容

老人保健施設アールそせい1階の理美容室がご利用いただけます。

＊理美容サービスは、別途料金をいただきます。予約及び精算は1階事務所にお願いします。

・防犯カメラの設置

施設内の安全確保・強化を目的に、防犯カメラを設置しております。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には要望や苦情、生活支援などに対応する専門の担当者として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。ご相談は1階事務所にて

承ります。（電話 075-603-7511）

①苦情解決責任者 施設長

②相談・苦情受付担当者 支援相談員

そのほか、1階の事務所前に備えつけた「ご意見箱」をご利用ください。

また、下記の機関においても相談窓口が設置されていますので、ご利用ください。

①市区町村の介護保険窓口

・伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課（075）611-2278

・伏見区深草支所保健福祉センター健康長寿推進課
（075-642-3574）

・伏見区醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課
（075-571-6471）

・南区保健福祉センター健康長寿推進課（075-681-3296）

・京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
（075-213-5871）

②京都府国民健康保険団体連合会（国保連）

介護保険課介護相談係（075）354-9090

7. 禁止事項

- ・当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、火気・ペット・刃物等の持ち込み」は禁止します。

8. 第三者評価の実施状況

- ・調査実施年月日：令和4年9月2日
- ・評価機関の名称：一般社団法人京都府介護老人保健施設協会
- ・評価結果について：施設内に開示又は京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページより閲覧できます。

9. その他

当施設のパフレットがご入用の場合は、受付にてご用意しておりますので、お申し出ください。

個人情報利用目的

(令和6年4月1日現在)

老人保健施設アールそせいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【当施設での取り扱いについて】

- ・居室における氏名の掲示を望まれない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ・電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まれない場合には、お申し出ください。
- ・当施設で発行する機関紙及び当施設のホームページ等に、氏名、生年月日及び顔写真の掲載を望まれない場合には、お申し出ください。

利用者負担額

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 介護保険給付の自己負担額（1 日当たり）

【基本型】

	ユニット型個室		
	1 割	2 割	3 割
要支援 1	652 円	1,304 円	1,956 円
要支援 2	825 円	1,649 円	2,474 円
要介護 1	874 円	1,748 円	2,621 円
要介護 2	923 円	1,846 円	2,769 円
要介護 3	991 円	1,982 円	2,972 円
要介護 4	1,049 円	2,097 円	3,145 円
要介護 5	1,104 円	2,207 円	3,311 円

【在宅強化型】

	ユニット型個室		
	1 割	2 割	3 割
要支援 1	711 円	1,422 円	2,132 円
要支援 2	884 円	1,768 円	2,652 円
要介護 1	947 円	1,894 円	2,841 円
要介護 2	1,028 円	2,055 円	3,082 円
要介護 3	1,096 円	2,191 円	3,286 円
要介護 4	1,156 円	2,312 円	3,468 円
要介護 5	1,218 円	2,435 円	3,653 円

- * 夜勤職員配置費として、1 日につき 2 5 円（1 割）又は 5 0 円（2 割）又は 7 5 円（3 割）が加算されます。
- * 個別リハビリテーションを実施した場合は、1 日につき 2 5 1 円又は 5 0 2 円又は 7 5 3 円が加算されます。
- * 認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に短期入所療養介護を行った場合は、入所後 7 日間に限り、認知症行動・心理症状緊急対応費として、1 日につき 2 0 9 円又は 4 1 8 円又は 6 2 7 円が加算されます。
- * 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合は、入所後 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、1 4 日）間に限り、緊急短期入所受入費として、1 日につき 9 4 円又は 1 8 8 円又は 2 8 2 円が加算されます。（但し、上記の認知症行動・心理症状緊急対応費を加算している場合は加算しません。）
- * 若年性認知症利用者に対して短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入費として、1 日につき、日帰りショート以外は 1 2 6 円又は 2 5 1 円又は 3 7 7 円、日帰

りショートは63円又は126円又は189円が加算されます。(但し、上記の認知症行動・心理症状緊急対応費を加算している場合は加算しません。)

- * 要介護4又は5であり、手厚い医療が必要な利用者に対して、医学的管理のもと、必要な処置を行った場合は、重度療養管理費として、1日につき、日帰りショート以外は126円又は251円又は377円、日帰りショートは63円又は126円又は189円が加算されます。
- * 基本型老健で加算型老健の基準を満たす場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能費Ⅰとして、1日につき54円又は107円又は160円が加算されます。
- * 在宅強化型老健で超強化型老健の基準を満たす場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能費Ⅱとして、1日につき54円又は107円又は160円が加算されます。
- * 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道につき193円又は385円又は577円が加算されます。
- * 治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合は、10日に限り、総合医学管理費として、1日につき288円又は575円又は862円が加算されます。
- * 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り、53円又は105円又は157円が加算されます。
- * 療養食を提供した場合は、1食につき9円又は17円又は25円が加算されます。
- * 利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。
- * 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、また見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していることなどの要件を満たした場合は、生産性向上推進体制費Ⅱとして、1月につき11円又は21円又は32円が加算されます。
- * 上記の生産性向上推進体制費Ⅱの要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること、また見守り機器等のテクノロジーを複数導入していることなどの要件を満たした場合は、生産性向上推進体制費Ⅰとして、1月につき105円又は209円又は314円が加算されます。
- * サービス提供体制強化費として、1日につき23円又は46円又は69円が加算されます。
- * 介護職員処遇改善費として、保険給付の自己負担額の9.7%が加算されます。

2. 利用料

①食費（1日当たり）＊…………… 1,650円
（・朝食 420円 ・昼食 660円 ・夕食 570円）
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②居住費（療養室の利用費）（1日当たり）＊
・ユニット型個室…………… 3,000円
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③特別な室料（1日当たり）
・4階…………… 110円（内消費税10円）
4階のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④日用品費（1日当たり）…………… 150円
石鹸、シャンプー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤教養娯楽費（1日当たり）…………… 150円
クラブやレクリエーション等で使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥おやつ代（1日当たり）…………… 150円（内消費税 11円）
おやつを希望される場合にお支払いいただきます。

⑦行事費…………… その都度実費をいただきます。
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。

⑧私物の洗濯代…………… 実費を業者にお支払いいただきます。
業者に委託しています。利用者と業者との直接契約となります。

⑨理美容代…………… その都度実費をいただきます。
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑩電気代（1日当たり）…………… 電気毛布等をご利用の場合にお支払いいただきます。
電気器具使用数… 1～2点…………… 55円／日（内消費税 5円）
3～4点…………… 110円／日（内消費税 10円）
5～6点…………… 165円／日（内消費税 15円）
以下2点に付き50円UP(消費税別)

⑪送迎費／片道…………… 500円
基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

⑫その他の費用…………… その都度実費をいただきます。

介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護利用料
○利用者負担額のご説明（一日当たりお一人様）＜地域加算を含みます＞

			ユニット型個室			
介護 保 険 一 部 負 担 分	負担割合		1 割	2 割	3 割	
	基本型	要支援 1	652 円	1, 304 円	1, 956 円	
		要支援 2	825 円	1, 649 円	2, 474 円	
		要介護 1	874 円	1, 748 円	2, 621 円	
		要介護 2	923 円	1, 846 円	2, 769 円	
		要介護 3	991 円	1, 982 円	2, 972 円	
		要介護 4	1, 049 円	2, 097 円	3, 145 円	
		要介護 5	1, 104 円	2, 207 円	3, 311 円	
	在宅強化型	要支援 1	711 円	1, 422 円	2132 円	
		要支援 2	884 円	1, 768 円	2, 652 円	
		要介護 1	947 円	1, 894 円	2, 841 円	
		要介護 2	1, 028 円	2, 055 円	3, 082 円	
		要介護 3	1, 096 円	2, 191 円	3, 286 円	
		要介護 4	1, 156 円	2, 312 円	3, 468 円	
		要介護 5	1, 218 円	2, 435 円	3, 653 円	
			1 割	2 割	3 割	
	夜勤職員配置加算		25 円	50 円	75 円	
	個別リハビリテーション実施加算		251 円	502 円	753 円	
	認知症行動心理症状緊急対応加算		209 円	418 円	627 円	
	緊急短期入所受入加算		94 円	188 円	282 円	
	若年性認知症利用者受入加算（特定以外・特定）		126 円・63 円	251 円・126 円	377 円・189 円	
	重度療養管理加算（特定以外・特定）		126 円・63 円	251 円・126 円	377 円・189 円	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ		54 円	107 円	160 円	
	送迎加算（片道）		193 円	385 円	577 円	
	総合医学管理加算		288 円	575 円	862 円	
	口腔連携強化加算		53 円／月	105 円／月	157 円／月	
	療養食加算（1 食あたり）		9 円	17 円	25 円	
	緊急時治療加算		542 円	1, 083 円	1, 624 円	
	生産性向上推進体制加算Ⅰ		105 円／月	209 円／月	314 円／月	
生産性向上推進体制加算Ⅱ		11 円／月	21 円／月	32 円／月		
サービス提供体制強化加算		23 円	46 円	69 円		
介護職員処遇改善加算		介護給付費の 9.7%加算				
自 己 負 担 分	食費		1, 650 円 朝:420 円 昼:660 円 夜:570 円			
	居住費		3, 000 円			
	部屋代（4 階）		110 円（内消費税 10 円）			
	日用品費／教養娯楽費		150 円 / 150 円			
	おやつ代		150 円（内消費税 11 円）			
	電気代（電気器具ご使用の方）		電気器具使用数1～2 点 55 円／日（内消費税 5 円） 3～4 点 110 円／日（内消費税 10 円） 5～6 点 165 円／日（内消費税 15 円） 以下 2 点に付き 50 円 UP（消費税別）			
	送迎費／片道		500 円			

※ 介護報酬の計算方法により、小数点以下を切り捨て又は切り上げをいたします。よって、上記金額×日数とならない場合がございます。また、特段の事情により、介護保険一部負担金が上記金額とならない場合がございます。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、加算項目の有無により変動いたします。

※ 日用品費の内訳：シャンプー、リンス、石鹸、おしぼり、その他

※ 教養娯楽費の内訳：筆記用具、ゲーム、行事費、その他工作等必要物品

＜別添資料 1＞

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」
に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方で、かつ、預貯金等の合計が下記の基準の方です。

【利用者負担第 1 段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

預貯金等が 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下の方

【利用者負担第 2 段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（障害年金・遺族年金）収入額の合計が年額 80 万円※以下の方

預貯金等が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下の方

【利用者負担第 3 段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（障害年金・遺族年金）収入額の合計が年額 80 万円※超 120 万円以下の方

預貯金等が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下の方

【利用者負担第 3 段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階①以外の方
預貯金等が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下の方

※令和 8 年 8 月以降、82.65 万円に変更となります。

- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料） （下段：令和 8 年 8 月 1 日～）

	短期入所食費	ユニット型個室
利用者負担第 1 段階	3 0 0 円	8 8 0 円
利用者負担第 2 段階	6 0 0 円	8 8 0 円
利用者負担第 3 段階①	1, 0 0 0 円 1, 0 3 0 円	1, 3 7 0 円
利用者負担第 3 段階②	1, 3 0 0 円 1, 3 6 0 円	1, 3 7 0 円 1, 4 7 0 円